自転車等の放置防止に関する条例の一部改正（移動費用の改定）（案）について

○案件名：自転車等の放置防止に関する条例の一部改正
（第 13 条(移動費用の徴収)の規定に基づく別表の改正）

○改定の趣旨
「逗子市自転車等の放置防止に関する条例」は、公共の場所に自転車等が放置されることを防止することにより、良好な生活環境を保持し、併せて災害時における防災活動の確保を図ることを目的としており、当該放置自転車等の移動に要した経費にかかる費用負担適正化の視点から、移動費用を改定するもの。

○条例改正（案）
(移動費用の徴収)
第 13 条　市長は､第 11 条第 2 項又は第 4 項の規定により自転車等を移動したときは、当該自転車等の所有者から別表に定める移動費用を徴収する。

【改正前】
別表(第 13 条関係)

区分	移動費用
自転車	1 台につき　1,000 円
原動機付自転車及び自動二輪車	1 台につき　2,000 円

【改正後】
別表(第 13 条関係)

区分	移動費用
自転車	1 台につき　2,000 円
原動機付自転車及び自動二輪車	1 台につき　4,000 円

※平成 30 年 6 月 1 日以降に開始する自転車等の移動から適用。